



ぎふ労働局 通信



2024

7

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

特集

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます。



くわしくはこちら

【背景・目的】

近年、多様な業種でフリーランスという働き方が普及しています。一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月に施行されます。



【適用対象】

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

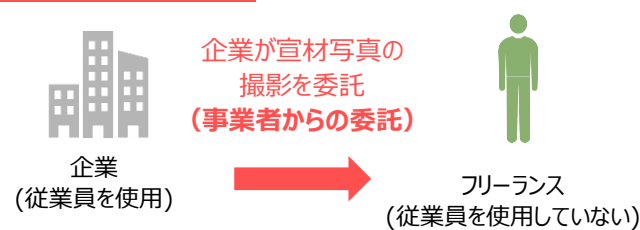
- フリーランスとは 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
- 発注事業者とは フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。



例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託
(事業者ではなく消費者からの委託)

自作の写真集をネットで販売
(委託ではなく売買)



【内容】

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

たとえば、

- フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じる義務
 - ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
- 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合の
 - ・原則30日前までの予告義務
 - ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合の理由の開示義務

令和6年度 7月1日～7日 全国安全週間

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー

受講料・テキスト無料 オンライン・現地開催

民間企業における配偶者手当の見直し（年収の壁）や、職務給の導入・メリットについて解説します。

事業主、人事労務担当者や社会保険労務士などを目指す皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。

くわしくはこちら



よりよい採用活動の参考に「手引」をご活用ください

「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」を策定しました

個人のニーズが多様化する中、労働者とのミスマッチの防止や人手不足の解消に向けて、手引きを策定しました。

入社前後の職場に対する印象のギャップを可能な限り解消することで、労働者の離職率低下やエンゲージメント向上の一助となることを期待できます。

くわしくはこちら



労働保険の年度更新は7/10まで

令和6年度より労災保険料率、労務費率、第2種特別加入保険料率が変わります。

申告書の提出は出来る限り郵送していただくか、電子申請のご利用をお願いいたします。電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。

電子申請についてはこちら



社労士等の専門家が、無料で相談に応じています！ 働き方改革推進支援センターのご案内

こんなことで悩んでいませんか？

- ・従業員の定着率向上
- ・ハラスメント対策
- ・助成金を利用したい
- ・36協定の作り方
- ・残業を減らしたい
- ・同一労働同一賃金への対応
- ・就業規則を見直したい

働き方改革推進支援センターは、働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口です。

「今」の人材確保のお手伝いをするセミナーも実施しています（令和版人材確保セミナー）。今年度はハローワーク高山で月1回開催しています。



くわしくはこちら



助成金をご活用ください



くわしくはこちら

働き方改革推進支援助成金

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

業務改善助成金

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。